

京都市上下水道局告示第14号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号から第3号の規定に基づき変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和6年5月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市南区久世大藪町557番地 ライオンズマンション向日町805

K-life

藤本 景子

2 変更事項

(1) (代表者の変更)

河嶋 景子 から 藤本 景子 に変更

(2) (商号の変更)

K-l i f e から K-life に変更

(3) (営業所所在地の変更)

京都市伏見区久我本町8番地56 から

京都市南区久世大藪町557番地 ライオンズマンション向日町805 に変更

(上下水道局下水道部管理課)